

☆ F A Q 【令和 8 年度物価高騰対策支援金】

番号	項 目	回 答
1	令和 8 年度物価高騰対策支援金(以下「支援金」)の概要について	令和 7 年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」におけるエネルギー、食料品等の物価高騰対策支援として令和 8 年 6 月 1 日時点(以下「基準日」)で屋久島町に住所を有する町民に支援金を給付する事業です。 支給方法：原則、世帯主の口座に振込 支給額：世帯員×6,000円
2	申請等、役場に書類提出が必要な場合	①口座情報を町が把握している世帯(以下「通知書世帯」)であって振込予定口座を変更する場合 通知書世帯については、あらかじめ公金受取口座や過去の給付金で取得した口座情報を記載した通知書を送付し、通知書に記載した振込予定日に振込む予定ですが、 通知された口座以外の口座に振込を希望する場合は、届け出が必要 です。 なお、届出を行わなかった世帯については、通知された振込予定口座に支援金を振込むことに同意したとみなします。 <u>届出期限：令和 8 年 8 月31日</u> ②支給情報を町が把握していない世帯(以下「確認書世帯」) 確認書世帯については、確認書を受領した後、口座情報を含めた必要事項を記載し、添付書類を同封の上、返信用封筒にて返送するか本庁舎並びに各出張所の窓口にて提出をしてください。 <u>提出期限：令和 8 年 9 月30日</u>
3	基準日以降に世帯主が死亡した場合の取り扱い	①死亡した世帯主の他に世帯構成者がいる場合 他の世帯構成者の中から新たに当該世帯の世帯主となった者に支援金を給付します。その際は通知書世帯にあっては届出書を、確認書世帯にあっては確認書内の世帯主を手書き修正し新たに世帯主となった方の口座情報を期限内に提出してください。 ②世帯構成が死亡した世帯主のみの場合 今回の支援金は世帯を支給単位としているため、世帯が消滅した場合は 支給対象外 とします。 ※基準日から通知書を発送するまでに死亡している場合、上記の取り扱いのとおり支給対象外と判断し、通知書等を発送していませんのでご了承ください。
4	基準日以降に離婚した等、世帯構成に変更があった場合の取り扱い	原則、基準日時点の世帯主に口座振込を行い、支援金額についても基準日時点の世帯人員で計算した金額とします。 ※DV等特殊な事情がある場合は個別にご相談ください。
5	基準日以降に転入してきた世帯の取り扱い	支給対象外 とします。
6	振込予定口座とは	公金受取口座及び過去に実施した給付金等で取得した口座情報です。 なお、口座情報を保有している場合であっても、世帯主名と口座名義人に相違(苗字相違等)があるなど、疑義が生じた場合は確認書を送付していますので、改めて口座情報の提供をお願いします。

☆ F A Q 【令和 8 年度物価高騰対策支援金】

番号	項 目	回 答
7	公金受取口座とは	公金受取口座は、国や自治体からの給付金などを受け取るための「振込先口座」を、あらかじめ国(デジタル庁)に登録しておく制度です。一度登録しておく、今後、給付金などを受け取る際に、何度も口座情報を書いたり、通帳の写しを提出したりする手間を減らすことができます。登録は強制ではなく、希望する方が行うものです。 また、登録したからといって、町や国が口座の中身を見たり、勝手にお金を引き出したりすることはありません。
8	振込のスケジュールについて	【通知書世帯】 令和 8 年 9 月 15 日(火) ※通知された口座を変更した方は事務処理上、支給が遅れます。支給予定日を記載した振込通知書を改めて送付しますので同通知でご確認ください。 【確認書世帯】 確認書が政策推進課に到着してから約 3 週間を目途に支給決定通知書を発送します。 ※具体的な振込日は、振込通知書でご確認ください。
9	通知書世帯の振込口座変更方法について	役場本庁・各出張所若しくは屋久島町ホームページ（検索ID：3583）で「振込予定口座変更申出書」を取得していただき必要事項を記載し、口座情報が分かる通帳の写し等を添付した上で上記の届出締切日までに提出してください。 なお、振込予定口座を変更する場合、事務処理の都合上、通知書に記載した振込予定日より 2 週間から 1 か月程度、振込が遅くなる可能性もありますのでご了承ください。※改めて振込予定日を記載した振込通知書を発送します。 <u>なお、口座変更する場合であっても、原則、世帯主の口座を指定してください。</u>
10	確認書について、代理人による確認・受給手続方法	やむを得ない事情により世帯主が振込予定口座や支援金支給額を確認できない場合は、世帯主と同居する世帯構成員や法定代理人に限り、代理人となることができます。 確認書裏面の代理人記載欄に必要事項を記載の上、本人確認書類、受給まで代理する場合は代理人の振込口座の通帳の写しを添付の上、上記提出期限までに提出をお願いします。
11	提出期限までに確認書を返送できなかった場合	支援金の受給を辞退したものとみなします。